

## 貝塚市立学校屋内運動場GHP空調設備保守点検業務委託契約書（案）

- 1 契約の目的 貝塚市立学校屋内運動場GHP空調設備  
保守点検業務
- 2 契約の金額 ￥〇〇〇〇〇円（消費税を含む）
- 3 委託期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
- 4 履行場所 別紙仕様書のとおり
- 5 契約保証金 免除

貝塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により貝塚市立学校屋内運動場GHP空調設備保守点検業務（以下「当該業務」という）委託契約を締結する。

### （総 則）

- 第1条 甲は、当該業務を別紙仕様書に基づき、上記契約金額で乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 甲は、乙に対して業務の概要を指示するものとする。
  - 3 甲は、必要と認めたときは、調査報告資料の提供等適宜の措置を講ずるものとする。

### （履行の期間）

- 第2条 乙は、前条の資料及び甲の指示に基づいて、上記の期間内に当該業務を完了しなければならない。
- 2 乙は、天災事変その他、乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により期間内に当該業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を詳記して期間の延長を願い出ることができる。この場合において甲はその願出を相当と認めたときは、これを承認するものとする。

(業務報告)

第3条 乙は、甲と緊密に連絡するとともに、甲の要求に基づき、当該業務の進捗について報告するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、当該業務の全部または主要部分を第三者に再委託してはならない。

(点検報告書の提出)

第5条 乙は、当該業務に係る機器点検が完了したときは、報告書を提出しなければならない。

(委託料の支払)

第6条 乙は、業務完了のときは、甲の定める手続きにしたがって委託料の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その支払請求があった日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、甲の責に帰すべき事由により前項期間内に委託料の支払いが遅れた場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により、遅延利息を乙に支払うものとする。

(違約金)

第7条 乙の責に帰すべき事由により契約期間内に当該業務を完了することができないときは、甲は乙から違約金を徴収して期間を延長する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する額とする。

3 前項の違約金は、契約代金支払いの際、徴収するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 正当な事由がなく乙が着手期日を過ぎても委託業務を履行しないとき。
  - 2) 委託業務の履行が著しく遅れ、期間内、または期間後相当期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
  - 3) 前2号のほか乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
  - 4) 関係法令、規則に違反する行為があったとき。
  - 5) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められるとき。
- 2 甲は、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができる。この場合においては、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに乙に通知するものとする。
- 3 甲は前項の場合のほか、やむを得ない事由があるときは、契約の解除をすることができる。
- 4 前項の規定により契約を解除した場合には甲の責に帰すべき事由に限り、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。  
その額は甲乙協議して定める。

（補 正）

- 第9条 乙は、調査報告の内容に瑕疵が発見されたときは、甲の請求によりただちに当該業務の調査の補正を行わなければならない。
- 2 乙が前項の補正に応じないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

（成果の帰属）

- 第10条 調査報告を完了した点検報告書等は、すべて甲の所有とし、甲はその事業に自由に使用することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(協議決定事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書2部作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年6月1日

甲 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号  
貝塚市  
貝塚市長 牛尾 治朗

乙